

議案第 6 号

埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したい。

平成 30 年 8 月 9 日 提出

埼玉中部資源循環組合  
管理者 宮 崎 善 雄

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、条例に所要の改正が必要なため、この案を提出するものである。



## 埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第5号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第4項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因と認められる」を「要配慮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するため、所要の改正をするものである。

2 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条 略</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）<u>その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。</u>）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年</u></u></p>	<p>第 1 条</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p>

<p><u>法律第58号) 第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録_____</p> <p>_____</p> <p>_____であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているものを除く。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているものを除く。</p>
--	---

第3条～第5条 略

第6条 略

2～3 略

4 実施機関は、要配慮

---

個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 略

第7条～第41条 略

第3条～第5条 略

第6条 略

2～3 略

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因と認められる

---

個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 略

第7条～第41条 略